

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業市民向け説明会におけるQ&A
(平成29年2月11日(土)から2月21日(火)全7回実施)

	種類	内容	回答	市民説明会資料
1	保険料	茅ヶ崎市の保険料は、今後も国の基準額よりも低いままで変わらないのか。	保険料は、介護サービスを提供するために必要となる費用の見込額と、高齢者人口との兼ね合いで決定されます。高齢者の割合が増加したり、介護サービスの提供量が多くなれば、保険料基準額も上昇することが見込まれます。	P4
2	サービス内容	要支援者の通所介護、訪問介護はどのように変わるのか。	要支援1, 2の方の訪問介護、通所介護が茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業となります。今までと同じ基準で実施する国基準型サービスと、新たに基準を緩和したサービスAを位置づけました。 サービスの違いについて訪問介護を例に挙げると、現在のサービスは、訪問介護の資格を有するヘルパー等から、身体介護と生活援助が提供されるサービスで、総合事業では国基準型サービスとして位置づけます。一方、訪問型サービスAとは生活援助のみ提供されるサービスで、市の研修を修了した方等によりサービスが提供されることとなります。 また、保健・医療等の専門職により概ね3か月間の短期間で行う短期集中サービスも新たに位置づけます。 自己負担額は、サービス内容に合わせた額となります。総合事業では、その方の状態に合ったサービスを利用することとなります。	P8
3	サービス内容	サービスの内容は自治体によって変わるのか。	今までの訪問介護、通所介護と同等のサービスは全自治体で実施しますが、緩和した基準によるサービスAや短期集中サービスなどの多様なサービスについては、自治体が地域の実情に応じてサービスを設定しています。	P8
4	サービス利用	一般介護予防事業を利用するためには申込が必要なのか。	一般介護予防事業は、65歳以上であればどなたでも利用できるものもあります。内容によっては、お申し込みの上での参加の場合や、お申し込みをしないで直接参加してよいものがあります。	P9⑫
5	サービス利用	要支援1, 2の方が、国基準型サービス及びサービスAの利用について、家族や本人の意思で選択することができるのか。	地域包括支援センター等のケアマネジメントにより、利用者本人や家族の意向を的確に把握しつつ、専門的な視点からサービスを検討し、利用者の状態に応じたサービスを計画します。	
6	料金	サービス利用料金は変わらないのか。	国基準型サービスの利用料金については、現行と同等の包括報酬のほか、新たに1回ごとの出来高報酬を設定するため、利用者のサービスの内容に応じた、利用料金となります。 サービスAは基準を緩和したため、基本報酬は現在の料金より金額が下がります。1か月の利用者負担は、サービスの利用内容・各種加算などにより、かかる費用が異なります。	P10, 11
7	介護保険	国基準型サービスとサービスAは介護保険の対象なのか	国基準型サービス、サービスAはどちらも介護保険制度に位置づけられています。	
8	事業対象者	事業対象者とはなにか。	事業対象者とは国が定める新たな対象者区分です。基本チェックリストを実施し、国が定める基準で対象者を判断し、ケアマネジメントを通じてサービスが必要とされた者をいいます。	
9	短期集中通所型サービス	短期集中通所型サービスは3か月で終わりののか。3か月では目的を達成できない人もいるのではないのか。	ケアマネジメントで3か月で成果が見込めないと判断される方については、必要に応じて介護認定を受けていただく事や、継続して短期集中通所型サービスを利用する事で成果が見込まれる方に関しては継続することも可能です。しかし、原則短期集中通所型サービスは3か月12回で終了です。	p 7、P13
10	転倒予防教室	転倒予防教室の開催場所について。	平成29年度は市内26会場で実施予定です。農協ビル、ハマミーナ、公民館等の施設や松林ケアセンターなど、介護事業者の場所をお借りして実施するところもあります。 平成29年4月から、1回の利用について200円いただきます。	
11	認定	総合事業に移行する事で認定基準も変わるのか。	認定の基準は国が定めており茅ヶ崎市独自で基準を設けているわけではないため、認定基準は変わりません。	
12	研修	生活援助員研修、サービスA担い手研修を受けることができる条件はあるのか	研修の対象者は、サービスA事業所に雇用されて働きたい方、サービスAの事業に参入したい方です。すでに社会福祉士等の資格を有する方は、生活援助員研修を受講する必要はありません。 サービスA担い手研修は、生活援助員研修修了者及びヘルパー資格を有する方は、一部科目を免除して受講することができます。	